

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

幹事会承認	平成15年9月22日	合併協議会提案	平成15年9月29日
-------	------------	---------	------------

協議項目(番号)	各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22 -)	関係項目	学校教育事業	
事務事業・制度名	学校教育関係事務及び事業		担当専門部会名等	文教部会
調整の内容	学校教育関係事務及び事業については、引き続き教職員の資質の向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図ることを基本に、次の区分により調整する。 (1) 現行のとおり新町に引き継ぐもの。 (2) 合併時までに調整するもの。 (3) 新町において調整するもの。			【調整方針確認日】 平成15年11月4日

事務事業名の名称等	現況や課題等			具体的な調整方法
	伊方町	瀬戸町	三崎町	
施設整備計画の策定	小中学校校舎耐震診断の実施予定 ・伊方小学校 16年度 ・豊之浦小学校 16年度 ・二見小学校 16年度 ・伊方中学校 16年度	小中学校校舎耐震診断の実施予定 ・三机小学校 16年度	小中学校校舎耐震診断の実施予定 ・三崎小学校 16年度 ・二名津小学校 17年度 ・二名津中学校 17年度 ・串中学校 17年度	・小中学校は、現行のとおり新町に引き継ぐ。 ・施設整備計画は、耐震診断の結果を受けて、新町において策定するものとする。
通学バス運行業務	・事業概要 運行路線 5路線 (町営バス有寿来号を含む) 伊方サービスに運行業務を委託 一部路線については、総務課で対応(有寿来)	・事業概要 運行路線 6路線 運転手 6名雇用(臨時雇用) 賃金については、教委支出	・事業概要 運行路線 4路線 町内タクシー業者に運行業務を委託 委託料については、教委一括	・現行のとおり新町に引き継ぎ、新町において調整する。
通学関係費の補助	遠距離通学費の補助 ・伊方中学校に通学する豊之浦地区の生徒に対して通学補助を行っている。 ・補助の内容としては、バス定期代金の全額を補助(定期券を支給)	通学靴購入費の補助 ・瀬戸中学校に徒歩で通学する三机地区及び塩成地区の生徒に対し、通学靴の購入費の補助を行っている。 ・補助の内容は、1人あたり6千円	未実施	・現行のとおり新町に引き継ぐ。
要保護、準要保護児童生徒の就学援助	事業の目的 ・児童、生徒の家庭が経済的理由により就学困難と認められる場合に、学校必要経費の一部を補助し、就学を支援する。 ・国の補助事業に準じて実施している。	事業の目的 ・児童、生徒の家庭が経済的理由により就学困難と認められる場合に、学校必要経費の一部を補助し、就学を支援する。 ・国の補助事業に準じて実施している。	事業の目的 ・児童、生徒の家庭が経済的理由により就学困難と認められる場合に、学校必要経費の一部を補助し、就学を支援する。 ・国の補助事業に準じて実施している。	・合併までに、伊方町の制度をもとに調整する。

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

幹事会承認	平成 15 年 9 月 22 日	合併協議会提案	平成 15 年 9 月 29 日
-------	------------------	---------	------------------

協議項目(番号)	各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22 -)	関係項目	学校教育事業
事務事業・制度名	学校教育関係事務及び事業	担当専門部会名等	文教部会

事務事業名の名称等	現況や課題等			具体的な調整方法
	伊方町	瀬戸町	三崎町	
修学旅行助成事業	小学校 ・保護者負担 31,600円 ・町助成額 7,000円 中学校 ・保護者負担 62,100円程度 ・町助成額 12,000円	小学校 ・保護者負担 28,600円 ・町助成額 9,000円 中学校 ・保護者負担 47,000円程度 ・町助成額 15,000円	小学校 ・保護者負担 26,310円 ・町助成額 10,000円 中学校 ・保護者負担 53,570円程度 ・町助成額 15,000円	・新町において調整する。
臨時教諭等措置事業	事業の目的 ・教員定数内で補いきれない教科指導を確保するため、県・町費の非常勤講師を委嘱し、教科指導の充実を図る。 概要 ・町内1小学校で教科指導にあたる講師 英語講師 1人 (県設置) ・町内中学校で教科指導にあたる講師。 英語講師 2人 数学講師 2人	未実施	未実施	・伊方町の現行制度を新町に引き継ぎ、不均衡が生じないように、新町において調整する。
ALT派遣事業	事業の目的 ・これまでの注入型授業から課題解決型への授業改善を図り、もって異文化にふれ国際理解を深めるため、英語圏からの語学指導者を雇用し、小中学校等へ派遣する。 雇用者数 1名	事業の目的 ・これまでの注入型授業から課題解決型への授業改善を図り、もって異文化にふれ国際理解を深めるため、英語圏からの語学指導者を雇用し、小中学校等へ派遣する。 雇用者数 1名	事業の目的 ・これまでの注入型授業から課題解決型への授業改善を図り、もって異文化にふれ国際理解を深めるため、英語圏からの語学指導者を雇用し、小中学校等へ派遣する。 雇用者数 1名	・現行どおり新町に引き継ぐ。

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

幹事会承認	平成 15 年 9 月 22 日	合併協議会提案	平成 15 年 9 月 29 日
-------	------------------	---------	------------------

協議項目(番号)	各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22 -)	関係項目	学校教育事業
事務事業・制度名	学校教育関係事務及び事業	担当専門部会名等	文教部会

事務事業名の名称等	現況や課題等			具体的な調整方法																																																																
	伊方町	瀬戸町	三崎町																																																																	
教員住宅	<p>・教員住宅の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>戸数</th> <th>使用料/月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二見教職員住宅</td> <td>4戸</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>豊之浦教員住宅</td> <td>1戸</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>九町教職員住宅</td> <td>4DK1戸</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>＃</td> <td>3DK2戸</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>＃</td> <td>2DK1戸</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>伊方中教員住宅</td> <td>4戸</td> <td>11,000円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	戸数	使用料/月	二見教職員住宅	4戸	11,000円	豊之浦教員住宅	1戸	11,000円	九町教職員住宅	4DK1戸	15,000円	＃	3DK2戸	13,000円	＃	2DK1戸	11,000円	伊方中教員住宅	4戸	11,000円	<p>・教員住宅の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>戸数</th> <th>使用料/月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三机教職員住宅</td> <td>6戸</td> <td rowspan="2">世帯用 13,500円</td> </tr> <tr> <td>塩成教職員住宅</td> <td>6戸</td> </tr> <tr> <td>川之浜教員住宅</td> <td>6戸</td> <td rowspan="2">単身用 7,000円</td> </tr> <tr> <td>大久教員住宅</td> <td>6戸</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	戸数	使用料/月	三机教職員住宅	6戸	世帯用 13,500円	塩成教職員住宅	6戸	川之浜教員住宅	6戸	単身用 7,000円	大久教員住宅	6戸							<p>・教員住宅の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>戸数</th> <th>使用料/月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二名津教員住宅</td> <td>世帯用8戸</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>＃</td> <td>単身用4戸</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>三崎(A棟)</td> <td>世帯用4戸</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>＃(B棟)</td> <td>単身用4戸</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>＃(C棟)</td> <td>単身用6戸</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>串</td> <td>世帯用6戸</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>正野・与侈等</td> <td>1戸×4所</td> <td>各2,500円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	戸数	使用料/月	二名津教員住宅	世帯用8戸	15,000円	＃	単身用4戸	10,000円	三崎(A棟)	世帯用4戸	15,000円	＃(B棟)	単身用4戸	9,000円	＃(C棟)	単身用6戸	10,000円	串	世帯用6戸	13,000円	正野・与侈等	1戸×4所	各2,500円	<p>・現行のまま新町に引き継ぐ。 住宅使用料については、現行どおりとする。</p>
名称	戸数	使用料/月																																																																		
二見教職員住宅	4戸	11,000円																																																																		
豊之浦教員住宅	1戸	11,000円																																																																		
九町教職員住宅	4DK1戸	15,000円																																																																		
＃	3DK2戸	13,000円																																																																		
＃	2DK1戸	11,000円																																																																		
伊方中教員住宅	4戸	11,000円																																																																		
名称	戸数	使用料/月																																																																		
三机教職員住宅	6戸	世帯用 13,500円																																																																		
塩成教職員住宅	6戸																																																																			
川之浜教員住宅	6戸	単身用 7,000円																																																																		
大久教員住宅	6戸																																																																			
名称	戸数	使用料/月																																																																		
二名津教員住宅	世帯用8戸	15,000円																																																																		
＃	単身用4戸	10,000円																																																																		
三崎(A棟)	世帯用4戸	15,000円																																																																		
＃(B棟)	単身用4戸	9,000円																																																																		
＃(C棟)	単身用6戸	10,000円																																																																		
串	世帯用6戸	13,000円																																																																		
正野・与侈等	1戸×4所	各2,500円																																																																		
いじめ問題等対策協議会	<p>事業の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての子どもたちが、心身共に健全に育つため、学校家庭及び地域社会の関係者が一体となって連携を密にし、いじめ根絶のための活動を推進する。 <p>事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめ問題に関わる情報交換 いじめ根絶のための対策と実践 委員は関係機関から29名で構成 会議は年2回開催を原則とする。 	<p>未組織</p> <p>活動は瀬戸町補導会の活動の中で展開</p>	<p>未組織</p> <p>活動は三崎町補導会の活動の中で展開</p>	<p>・合併時に伊方町の制度に統合する。</p>																																																																
小児生活習慣病予防対策事業	<p>小児生活習慣病予防対策委員会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の生活習慣病の予防と健康の増進を図るため対策委員会を設置 学識経験者、行政関係者等委員20人以内で構成 活動内容 小児生活習慣病予防検査や啓発活動等 	<p>未実施</p>	<p>未実施</p>	<p>・伊方町の制度を、現行どおり新町に引き継ぐ。</p>																																																																